

## 新潟県立看護大学紀要投稿要項

(平成 23 年 9 月 15 日施行)

改正 平成 24 年 5 月 17 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

### 1. 目的

この要項は、新潟県立看護大学紀要規程第 10 条に基づき、投稿原稿に関して必要な事項を定める。

### 2. 投稿資格

紀要への投稿者となることができる者は、新潟県立看護大学紀要規程第 3 条に定める者とする。

### 3. 著者資格

著者とは、投稿論文に重要な知的貢献をした者であり、以下の 2 つを満たしていなければならない。

- ① 研究の着想、デザイン、データの入手、分析、解釈に重要な貢献をしている者
- ② 投稿論文の作成・校閲および最終原稿の承認に主体的に関与し、論文の内容に責任を負える者

### 4. 投稿論文の内容・種類

投稿できる論文は、以下の種類のものとし、いずれも未発表のもの、あるいは未投稿のものに限る。

- ① 総説：ある主題についての研究の総括、論説 特定のテーマについて多面的な知見ならびに文献を検討し、総合的に概説したもの
- ② 原著：独創的な研究による、新しい知見が科学的に示されている論文
- ③ 短報：予報的または速報の意義があると認められるもの
- ④ 報告：論文としての完成度は総説・原著論文に及ばないが、研究成果の意義が明らかで、発表する価値が高いもの
- ⑤ 資料：上記①～④の論文種類に該当しないが、資料的価値があると認められるもの

### 5. 倫理的配慮

紀要規程第 6 条に該当する研究は、本学あるいはその他の倫理審査会等の承認を得たことを承認番号を付記して論文中に明記する。

### 6. 利益相反

投稿論文の研究遂行や論文作成における利益相反の状況を明記する。

### 7. 投稿論文の受理

投稿要項に適合しない原稿は受理しない。

## 8. 執筆要領

(1) 原稿の構成は、以下の順とする。

- ① タイトルページ（1枚）
- ② 英文 Abstract（1枚）
- ③ 和文要旨（1枚）
- ④ 本文（引用文献を含む）
- ⑤ 図および表

(2) 本文はA4版、横書きとし、和文の場合は1枚に40字×20行（英字、数字は半角）とし、英文の場合は行間をダブルスペースで20行とする。句読点は「.,,」を用いる。本文と図表（④+⑤）の枚数は以下の通りとする。図表は、1点当たり和文・英文ともに原稿1/2枚として計算する。

- ① 総説20枚以内（英文の場合は24枚以内）
- ② 原著20枚以内（英文の場合は24枚以内）
- ③ 短報10枚以内（英文の場合は12枚以内）
- ④ 報告15枚以内（英文の場合は18枚以内）
- ⑤ 資料10枚以内（英文の場合は12枚以内）
- ⑥ その他10枚以内（紀要委員会（以下「委員会」という）が認めたもの）（英文の場合は12枚以内）

(3) タイトルページには、希望する論文種類、表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属、キーワード（日本語、英語で併記、5語以内）、第1著者連絡先（住所、メールアドレス、電話・FAX番号）を、この順で記す。

(4) 和文要旨は400字程度、英文 Abstract は総説、原著のみに付すこととし、250 words 程度とする。

(5) 英文については、著者の責任において投稿前に native speaker による校閲を受ける。

(6) 本文には、下部中央にページ番号を入れる。

(7) 図（写真）および表

- ・図表は、別紙に一つずつ作成する。
- ・図の題名・説明は図の下に、表の題名は表の上につける。
- ・図表の本文への挿入箇所を、本文原稿の右欄外に明記する。

(8) 外国の人名、地名などは、なるべく原綴を使用する。

(9) 度量衡の単位は、国際単位系（SI）に従う。

(10) 文献の記載

文献は本文中に引用したものに限り、かつそのすべてを記さなければならない。記載方法は、以下に示す方法による。

a. 文献は、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。

- ・2名の共著の場合は、著者名の間を、著者名が和文の場合は「と」で、英文の場合は半角アンパサンド「&」でつなぐ。

(例) “江藤と前田(2012)は、…” または “…している(江藤と前田, 2012).”

(例) “Eto & Maeda(2012)は、…” または “…している(Eto & Maeda, 2012).”

- ・共著者が3名以上の場合は、筆頭著者に、著者名が和文の場合は「ら」、英文の場合は「et al.」を付す。

- (例) “田中ら(2012)…” または “…している(田中ら, 2012).”  
(例) “Tanaka et al. (2012)は,…” または “…している(Tanaka et al., 2012).”
- b. 文献は著者名のアルファベット順に列記する。但し、共著者は3名まで表記する。4名以上は「他」と附記する。
- c. 発行年次が不明な文献は、(n. d.) と表示する。

#### 【雑誌掲載論文】

- 著者名(発行年次): 表題, 掲載誌名, 巻(号), 最初のページ数-最後のページ数。  
(例) 高柳智子, 吉川日和子, 橋本裕香, 他(2008): ベッドと車椅子間の移乗介助における介助者・被介助者の身体負担, 看護人間工学研究誌, 8, 27-33。  
(例) Harton B. B. (2007): Clinical staff development: Planning and teaching for desired outcomes, J. Nurses Staff Dev., 23(6), 260-268.

#### 【単行本】

- 著者名(発行年次): 書名(版数), 出版社名, 発行地。  
著者名(発行年次): 論文の表題, 編者名, 書名(版数), ページ数, 出版社名, 発行地。  
(例) 村上 宣寛(2006): 心理尺度のつくり方, 北大路書房, 京都。  
(例) 池田由美子, 荒井美千代, 阿部妙子(2010): 地震災害看護の展開, 日本赤十字社事業局看護部(編), 災害看護学・国際看護学, 145, 医学書院, 東京。

#### 【翻訳書】

- 原著者名(原書の発行年次) / 訳者名(翻訳書の発行年次): 翻訳書の書名(版数), 出版社名, 発行地。  
(例) Rogers M. E. (1970) / 樋口康子, 中西睦子(1979): ロジャース看護論, 医学書院, 東京。

#### 【オンライン出典】

- 著者名(発行年次): 表題, 掲載誌名, 巻(号), 最初のページ数-最後のページ数, URLもしくはDOI  
(例) 坂巻妙子, 土屋尚義, 村越康一(1978): 在宅人工透析患者の食事について, 四大学看護学研究会雑誌, 1(2), 3-13. [http://27.50.112.176/test/search/docs/105\\_pdf.pdf](http://27.50.112.176/test/search/docs/105_pdf.pdf)  
(例) 内布敦子(2011): 巻頭言 日本看護科学学会の将来構想について考える機会にめぐまれて, 日本看護科学会誌, 31(1), 1. doi: 10.5630/jans.31.1\_1

#### 【ウェブページ】

- 著者名(公表時期): ウェブページの表題, URL(検索日 YYYY. M. D.)  
(例) 経済産業省(n. d.): 教えて! 経済産業省のしごと 社会の秘密を探しに行こう!, [http://www.meti.go.jp/publication/downloadfiles/kid\\_pamphlet.pdf](http://www.meti.go.jp/publication/downloadfiles/kid_pamphlet.pdf)(検索日 2013. 1. 17)

## 9. 原稿の提出

- (1) 投稿論文は所定のチェックリストにより、最終点検を行ったうえで、以下のものをそろえて、所定の期日までに提出する。投稿は書留による郵送または直接事務局紀要編集係に持参する。
- ① チェックリスト
  - ② 印字された原稿4部(正本1部、氏名・所属・謝辞を取り外し、著者を特定する事項を隠すための処理をした副本3部)
- (2) 掲載が決定した原稿は、A4版の用紙に印字されたもの1部、およびWord等のファイルとして保存したCD等に投稿者の名前、使用したOSおよびWord等のバージョンを付して所定の期日までに提出する。(提出された原稿、電子媒体は返却しない。)

## 10. 校正

著者校正は、初校1回のみとする。

## 11. 別刷と経費

別刷は印刷しない。発刊にかかわる経費の著者負担は、ないものとする。

## 12. 原稿の提出先

〒943-0147 上越市新南町 240

新潟県立看護大学 事務局 紀要編集係

TEL 025-526-2811

FAX 025-526-2815

E-mail [tosyo@niigata-cn.ac.jp](mailto:tosyo@niigata-cn.ac.jp)

附 則

この要項は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。